

## EO上級幹部のための利益相反管理方針

(目的、範囲及び適用)

第1条この利益相反管理方針（以下、「本方針」）の目的は、Entrepreneurs' Organization（以下、「EO」又は「本組織」）が、EOの理事会（以下、「本理事会」）、ティア1メンバーリーダー（第2条8項に定義）、ティア2メンバーリーダー（第2条9項に定義）の、現在又は過去のメンバー（以下、「本理事」）に個人的利益を与える可能性があるか、又は可能性があると思われる取引又は契約締結を行うに際し、EOの利益を守ることにある。当該取引又は契約には、結果的に過剰な利益をもたらすもの（以下、「過剰利益取引」第2条3項に定義）、及び間接的に関連当事者（第2条6項に定義）に利益を与えるものも含む。全ての商取引は、高い倫理基準に基づいて行われることがEOの根本原理である。EOは公共の利益に資するために組織されており、それぞれの本理事及び幹部職は、EOへの公的信頼と敬意を維持し深めるために行動し、良識を以て判断しなければならない。

2. 本方針は、下記目的のためにガイドライン、手続及び要件を規定する。

(a)利益相反の特定、並びに現実的、潜在的及び認識可能な利益相反となる状況の特定

(b)利益相反を法的要件に従い説明責任と透明性を以て適切に管理すること

(c)有償のトレーナー又はファシリテーター役（以下に定義）を務める上級幹部の適格性を定めること

3. 本方針は、EO全ての上級幹部に適用される。全ての上級幹部は、本方針に規定された原則と規定に精通し遵守しなければならない。

4. 本方針の規定は、非営利組織及び慈善団体に適用される連邦法及び州法の利益相反の規定を補完するものであって、連邦法及び州法の規定との間で相違するときは、それらの連邦法及び州法が優先する。

5. 本方針の問合せは、本方針の管理・執行及び更新を担当するEOのコンプライアンス・グローバルガバナンス副会長宛に電子メール（[governance@eonetwork.org](mailto:governance@eonetwork.org)）で行うものとする。

(定義)

第2条利益相反は、本理事又はガバナンス委員会のいずれか一方の判断により下記の状況であると議決されたときに認められる。

(a)本理事又は上級幹部の外的利益若しくは活動（その対象利益など）が本組織の利益に抵触又は競合すること

(b)取引及び契約における本理事又は上級幹部の影響により本組織にとって最も利益に適うよう公平に及ぼされる可能性が低下すること

(c)本理事又は上級幹部が、忠実義務に反したこと

(d)取引で過剰な利益が発生する可能性があること

2. 対象利益は、本理事又は上級幹部が、直接又は間接的に、関連当事者を通じて保有する場合に発生する。

(a)本組織と取引又は契約関係にある全ての団体の所有権又は投資利益

(b)本組織又は本組織と取引若しくは契約関係にある全ての法人若しくは自然人との報酬契約

(c)本組織が取引若しくは契約交渉中の全ての法人若しくは自然人における潜在的な所有権若しくは潜在的な投資利益，又は当該法人若しくは自然人との潜在的な報酬契約

(d)理事選任，雇用関係，又はボランティア協定による場合も含めて，別の法人又は自然人の利益のために活動する，法的責任又は経済上の利害関係

報酬には，直接的・間接的を問わず，低廉とはいえない贈与又は便宜も含まれる。

対象利益は必ずしも利益相反とは限らず，第3条2項により，対象利益を有する者が，本理事会により利益相反が存在すると決定された場合にのみ，利益相反関係にあるとみなされる。

3. 「過剰利益取引」とは，非適格者に対し，又はその使用のために，直接又は間接に，本組織が経済的利益を提供する取引であって，本組織により提供される経済的利益の価額が本組織が受領する対価(業務の遂行を含む)の価額を超えるもの。

「非適格者」とは，当該取引終了日から過去5年間のいずれかのときに，本組織の業務に相当な影響力を行使する地位にあった者をいい，本方針に規定される本理事，上級幹部及び関連当事者に限られない。

4. 「ファシリテーター」とは，EO，EOregion，area，chapter（EO定款により定義されるもの），Forum（EOの方針と手続により定義されるもの），若しくはEO及び/又は上に列記されているEO関連支部を代表する者により，以下の対価として報酬支払いを受けている者。支払い対象は，個人がEOから正式に訓練を受けた団体又は支部に提供される，トレーニング，ファシリテーション又はその他のサービスを指す。

5. 「利害関係人」とは，直接又は間接の対象利益を有している，本理事又は上級幹部をいう。

6. 「関連当事者」とは，次の個人または団体を指す。

(a)本組織又はその支部における，本理事又は上級幹部

(b)前号の者の親族

(c)前(a)号又は前号で規定された者が，理事，受託者又は上級幹部を務める団体又は企業合同

(d)前(a)号又は前(b)号で規定された者が，35%以上の所有権又は受益権を持つ団体又は企業合同

(e)前(a)号又は前(b)号で規定された者が，直接的又は間接的に5%以上の所有権又は受益権を持つ合同会社又は専門家法人

(f)前(a)号又は前(b)号で規定された者が，重要な財務上の又はその他の受益権を持つ，そのほかの団体又は企業合同

7. 「親族」とは次のいずれかの者をいう。

(a)利害関係人の配偶者又は同棲関係にある者

(b)利害関係人の直系尊属

(c)利害関係人の兄弟姉妹（父母の一方のみを同じくする者も含む），子（養子も含む），孫，及びひ孫

(d)前(f)(a)号で規定された者の配偶者又は同棲関係にある者

8. 「ティア1メンバーリーダー」とは，現在又は過去に，次のいずれかの地位にあるか又は過去にあったEOメンバーを指す。

- (a) グローバル理事会の本理事
- (b) リージョナルの議長
- (c) 外部連携委員会の議長
- (d) フォーラム委員会の議長
- (e) グローバルコミュニケーション委員会の議長
- (f) グローバルラーニング委員会の議長
- (g) ガバナンス委員会の議長
- (h) リーダーシップ委員会の議長
- (i) MyEO委員会の議長
- (j) ストラテジックアライアンス委員会の議長
- (k) テクノロジー委員会の議長

9. 「ティア2メンバーリーダー」とは、現在又は過去に、次のいずれかの地位にあるか又は過去にあったEOメンバーを指す。

- (a) ガバナンスディレクター
- (b) ファイナンスディレクター
- (c) エリアディレクター
- (d) グロースディレクター
- (e) メンバーイクスピアランスディレクター
- (f) メンバープロダクトディレクター
- (g) アクセラレーターエキスパート
- (h) チャプターローンチエキスパート
- (i) コミュニケーションエキスパート
- (j) 外部パートナーシップエキスパート
- (k) フォーラムエキスパート
- (l) GSEAエキスパート
- (m) リーダーシップエキスパート
- (n) メンバーインティグレーションエキスパート
- (o) メンバーリクルートエキスパート
- (p) メンターシップエキスパート
- (q) MyEOエキスパート

(r) ストラテジックアライアンスエキスパート

(s) グローバル委員会及び/又はグローバルサブ委員会対応メンバー

(手続)

第3条開示義務：利害関係者は、利益相反の可能性を認識したときは速やかに、本組織が利益相反の生じる提案中の取引又は契約を検討する前に、現実的、潜在的、認識可能な利益相反の存在を開示しなければならない。当該開示はガバナンス委員会に書面で提出しなければならない。利害関係者は、提案中の取引又は契約に関し、利益相反を生じさせる事情も含めて、全ての重要な事実をガバナンス委員会に開示する機会を与えられなければならない。

2. 利益相反の存否についての決定：現実的、潜在的又は認識可能な利益相反の開示後、グローバル委員会は、下記の手続にしたがい、利益相反の存否について決定しなければならない。

(a) 利害関係者は、ガバナンス委員会に対し、潜在的な利益相反に関連する全ての重要な事実を開示しなければならない。

(b) ガバナンス委員会と利害関係者間の議論後、利害関係者は、利益相反の存否について決定するまでの間、ガバナンス委員会の会議から退出しなければならない。

(c) ガバナンス委員会メンバーは、当該利益相反の関係者を除いて、利益相反の存否について決定する。ガバナンス委員会は、多数決により利益相反が存在しないと決定したときは、それ以上、当該取引について、一般的な取引過程で通常必要とされるものでない限り、再調査を行う必要はない。利益相反の存否についての決定に係る議論及び決定については、後述第4条に規定された手続概要にしたがい文書化されなければならない。

(d) 利益相反が存在するとの決定に拘らず、本理事会（当該利益相反の関係者を除く）は当該取引を承認することができる。ただし、この場合、本理事会は後述3項の手続概要にしたがわなければならない。

### 3. 利益相反の検討手続

3-1 ガバナンス委員会による初期評価：ガバナンス委員会は、下記規定に従い、利

益相反を検討する。

(a) 利害関係者は、ガバナンス委員会の会議において利益相反について説明することができる。ただし説明終了後、利害関係者は、当該利益相反に係る取引及び契約について討議及び議決終了までの間、退席しなければならない。

(b) 当該利害関係者は、前号の規定により許可される説明より前に、利益相反を生じさせる問題についての討議又は議決について、いかなる手段によっても介入又は影響を与えてはならない。

(c) ガバナンス委員会は、できる限り、提案中の取引又は契約に関する、報酬決定を行うときの比較可能な情報の取得を含めて、市場情報及び代替案を調査するため、非利害関係人の任命又は委員会の設置を行う。

(d) 調査活動後に、ガバナンス委員会は、利益相反が生じない法人又は自然人からより有利な取引又は契約を合理的な労力で得られるか否かを判断する。ガバナンス委員会は、利益相反が生じない法人又は自然人からより有利な取引又は契約を得られる可能性があることを理由として、利益相反が生じる提案された取引を承認できないと決定したときは、i)利益相反が発生しない取引（複数可能）を行うか、ii)いかなる取引も行わないかのいずれかを選択しなければならない。ガバナンス委員会による前号の決定に対しては、当該利害関係人により、後記2項の手続にしたがい本理事会に不服申立てを行うことができる。

(e)利益相反が生じない状況下では、より有利な取引又は契約が合理的に期待できないときは、ガバナンス委員会は、同委員会の利害関係のないメンバーの多数決により、当該取引又は契約が、i)本組織にとって最善かどうか、ii)本組織自体に利益をもたらすか、iii)公正かつ合理的かどうかを判断しなければならない。議決により直接影響される同委員会メンバーは、議決とそれに付随する議論及び討議がされている間、退出しなければならない。議論に関与したメンバーは、議決結果を機密事項として取り扱わなければならない。

(f) 以上の決定にしたがい、ガバナンス委員会は、EOが当該取引又は契約を行うか否かを決定する。

(g)ガバナンス委員会が、前記(e)の決定にしたがい利益相反が生じる取引として禁止する決定を行ったときは、当該利害関係者は、当該決定につき本理事会に更なる調査を求めて不服申立てをする権利を有する。

3-2本理事会への不服申立て：ガバナンス委員会により不承認として拒否された利益相反となる取引の利害関係者は再調査の請求をすることができ、本理事会は本項に規定された手続にしたがって当該請求につき判断する。

(a)当該利害関係者は、本理事会の会議に説明することができる。ただし、当該説明の後、当該利害関係者は、利益相反の取引及び契約についての議決又は議論の間は退出しなければならない。

(b)当該利害関係者は、前号の規定により許可される説明より前に、利益相反を生じさせる問題についての討議又は議決について、いかなる手段によっても介入又は影響を与えてはならない。

(c)本理事会の議長は、できる限り、提案中の取引又は契約に関する、報酬決定を行うときの比較可能な情報の取得を含めた市場情報及び代替案に関する、ガバナンス委員会の調査するため、非利害関係人の任命又は委員会の設置を行う。

(d)調査活動後に、本理事会は、利益相反が生じない法人又は自然人からより有利な取引又は契約を合理的な労力で得られるか否かのガバナンス委員会の決定について、再調査をしなければならない。

(f)本理事会は、利益相反が生じない法人又は自然人からより有利な取引又は契約を得られる可能性があることを理由として、利益相反が生じる提案された取引を承認できないと決定したときは、i)利益相反が発生しない取引（複数可能）を行うか、ii)いかなる取引も行わないかのいずれかを選択しなければならない。ガバナンス委員会による前号の決定に対しては、当該利害関係人により、後記2項の手続にしたがい本理事会に不服申立てを行うことができる。

3-3 有償のファシリテーター役の適格条項：前記の利益相反検討のための開示又は手続上の要件に拘わらず、ファシリテーター役の上級幹部には適格性について下記制限が適用される。

(a)ティア1メンバーリーダーは、ティア1メンバーリーダーとしての身分保障の存続期間中はいかなるファシリテーター役にも申請できない。

(b)ティア2メンバーリーダーは、ティア2メンバーリーダー役のもっぱら範囲外にある、委員会、プログラム、リージョン、エリア及びそのほかのファシリテーター役に申請することができる。ティア2メンバーリーダーが務める委員会及び分科会も含まれる。例として、エリアディレクターは地域のファシリテーターになることはできないが、ストラテジックアライアンスのファシリテーター役に申請することはできる。

(c)本方針の採択時にファシリテーターとして現在活動しているシニアリーダーシップは、その現在のファシリテーターの役割で活動を継続することが認められる。ただし、シニアリーダーシップの任期終了まで、ファシリテーターとしての役割を追加申請できない。



(d)本理事会に在籍し、ファシリテーターとしても活動している理事は、現在のファシリテーターの役割を続けることができる。ただし、本理事会の任期終了まで、ファシリテーターとしての役割を追加申請できない。

#### 4. 本方針への違反

(a)ガバナンス委員会は、利害関係者が現実的、潜在的又は認識可能な利益相反の開示を怠ったと信じるに足りる合理的な理由がある場合、当該利害関係者に対し、その

根拠を通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

(b)ガバナンス委員会は、当該利害関係者から弁明聴取及び状況に応じて行われた再調査実施後、当該利害関係者が現実的、潜在的又は認識可能な利益相反の開示を怠ったか否かを判断しなければならない。退会、委員会メンバー資格、メンバー資格、上級幹部の解任を含む、適切な懲罰措置及び是正措置を取らなければならない。当該懲罰措置及び是正措置が本理事会の理事解任を伴う場合、当該措置には本理事会メンバーの多数決による議決を必要とする。前記規定に拘らず、ガバナンス委員会により本方針に違反するものと決定された懲罰措置は不服申立て及び本理事会による再調査の対象となる。

(c)各理事又は上級幹部は、その地位に拘らず、本組織の内部通報者ポリシーにしたがい、当該利害関係者のグローバル委員会への開示を怠ったと疑われる事実について報告する責任を負う。

(d)本方針に違反する行動は、常に本組織の業務範囲外のものであるとみなされる。

#### 5. 守秘義務

(a)本組織は、本方針に関して開示されたあらゆる開示事項について守秘義務を守らなければならない、本組織の個人情報保護方針にしたがい情報へのアクセス制限を行うものとする。

(b)各理事又は各上級幹部は、EOの上級幹部として、又は本理事会に参加中又はその後得られた、現実的、潜在的又は認識可能な利益相反の開示により得られた秘密情報の利用、公表及び開示をしてはならない。

#### 第4条記録管理

1. 利益相反存否の判断、利益相反が生じるおそれがある取引の許可、又は当該決定に対する不服申立てを判断した、ガバナンス委員会又は本理事会の全ての会議は、下記事項を議事録に記載しなければならない。

(a) (i) 現実的、潜在的又は認識可能な利益相反を開示した当該人物の氏名、又は開示されていなくとも、当該利益相反を有すると認められた当該人物の氏名、(ii)開示された当該利益相反の性質、(iii)利益相反の存否を判断するために取られた全ての行動、(iv)判断中の当該利害関係人の在席の有無、(v)利益相反の存否についての本理事会の判断

(b) (i)提案中の取引又は契約について、理事会の議論のために出席した人物の氏名、(ii)当該取引又は契約に関連する議決、(iii)提案中の取引又は契約の代替案を含め、当該議論の内容、(iv)当該手続に関して取られた議決結果

2. 当該会議の議事録は、遅くとも(a)又は(b)のいずれかより前に、合理的、正確かつ完全なものとして承認されなければならない。

(a)次回のガバナンス委員会又は本理事会の何れか該当する方

(b)当該ガバナンス委員会又は本理事会の何れか該当する方が、最後に行動した日から60日

#### 第5条報酬

1. 本組織より職務の対価として報酬を直接的又は間接的に受領する上級幹部は、自ら又は自らの関連当事者の報酬に関する事項について議決することはできない。

2. 報酬事項を管轄する委員会で議決権を有する委員であって、本組織より職務の対価として報酬を直接的又は間接的に受領する者は、当該メンバーの報酬に関する事項に投票することはできない。

3. 本理事会又は報酬事項を管轄する委員会で議決権を有する理事又は委員であって、本組織より職務の対価として報酬を直接的又は間接的、個別的又は包括的に受領する者は、何れかの委員会に対して、報酬に関する情報を提供することは禁止されない。

#### 第6条年次報告と開示

1. 上級幹部は、年に1度、利益相反の全て、及び過去に報告されていない利益相反を、本方針にしたがい、本組織の開示方式に則り書面で開示しなければならない。かつ、以下の事項を確認する報告書に署名しなければならない。

(a)本方針の写しを受領していること

(b)本方針を読んで理解していること

(c)本方針の遵守を誓約していること

(d)報告すべき利益相反がないこと、並びに現在の利益相反を報告していること、又は過去に未報告の利益相反を報告していること；かつ

(e)本組織は慈善組織であり、アメリカ合衆国の連邦税免税措置の適用を維持するために、1つ以上の免税措置目的を達成する活動を主に行わなければならないことを理解していること

#### 第7条定期的な検証

1. 本組織が、慈善目的に基づいて運営されていること、組織の高い評判や免税資格を危険にさらす活動に行わないようにすることを確実にするため、定期的な検証が行われなければならない。定期検証は、少なくとも、次の事項を含むものとする。(a)報酬の取決め及び利得は、(i)妥当なものであるか、(ii)適切な情報に基づくものか、(iii)第三者間の公正な取引の結果であるかどうか、(b)運営組織とのパートナーシップ、合弁事業及び協定が、(i)本組織の文書化された方針に適合しているかどうか、(ii)適切に記録されているか、(iii)商品・サービスに対する合理的な投資又は支払いであるか、(iv)慈善目的をより促進しているか、(v)結果として、惰性、容認できない個人的利益、又は過剰利益取引をもたらしていないか。

2.本機関は、事前の予告なしに本方針の規定を変更、修正又は削除する権利を明示的に保持する。第8条外部専門家第三条に規定する利益相反の決定、又は第七条に規定に基づく定期検証を行うに際し、必要に応じ、外部の専門家を用いることができる。外部の専門家を利用しても、利害関係者や関連当事者との取引若しくは取決めを検討するにあたり、又は定期検証の履行を確保するために、本理事会に対して、受託者としての忠実義務や責任が免除されるものではない。